8　決議第86（WRC-07、改）の規定に基づき、無線周波数と付随する静止衛星軌道を含めたあらゆる軌道の合理的、効率的及び経済的な利用のために、全権委員会議決議第86(2002年マラケシュ、改)「衛星網に関わる周波数割当ての事前公表、調整、通知及び登録手続」に対応した変更その他の選択肢の可能性を検討すること。

9　決議第26（WRC-07、改）を考慮し、不要になった場合にあっては、当該国の脚注の削除を求める旨又は脚注からの当該国の名前の削除を求める旨の主管庁からの要求を検討し、適切な措置を執ること。

10　条約第7条に従い、以下に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。

10.1　WRC-19以降のITU-Rの活動

10.2　無線通信規則の適用に当たって遭遇した困難又は矛盾

10.3　決議第80（WRC-07、改）に対応した措置

11　条約第7条に従い、その次のWRCの議題に盛り込む項目をITU理事会に勧告すること。

以下を理事会に要請し、

本決議に示された見解を検討すること。

以下を無線通信局長に指示し、

会議準備会合を開催するために必要な段取りを付け、WRC-23への報告を準備すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議を関係する国際機関及び地域機関に通知すること。

改　決議第901（WRC-15）計画に従っていない宇宙業務で運用する衛星通信網間で調整が必要となる軌道弧の分離の決定

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-2000は、3.4GHzから30GHzまでの間の一部の周波数帯において固定衛星業務(FSS)の通信網間の調整を簡易化するために、付録第5号の規定において調整軌道弧という概念を採択したこと。

b)　3.4GHz以下の周波数帯においては、移動衛星業務（MSS）の衛星通信網は、通常、見通し軌道弧内のいずれかの地点で運用し、重複する業務区域を有する他の通信網と調整を行わなければならないこと。

c)　上記の概念の適用は、非常に多数のFSS衛星通信網の申請がITU-Rによって受領されてきた周波数帯に限定されていたこと。

d)　現在では、多数の衛星通信網及びシステムが、調整軌道弧がいまだ適用されていない、より高い周波数帯の使用を提案していること。

e)　無線通信規則委員会（RRB）は、第9.36号に規定される手続規則を採択し、計画に従っていないFSS及び放送衛星業務（BSS）に、並びに3.4GHzを超える全ての周波数帯に、WRC-03による見直しまでの間、調整軌道弧の概念を拡大したこと。

f)　調整軌道弧の利用により、付録第4号の第2附属書の第D節の規定に基づいて無線通信局に提出する必要のあるデータの量が大幅に削減されること。

g)　調整軌道弧の概念の適用により、影響を受ける主管庁の識別における無線通信局の作業負荷が軽減される可能性があること。

h)　調整軌道弧の概念は、3.4GHzを超え、計画に従っていない全ての宇宙無線通信業務で運用する全ての静止衛星の宇宙局に有効であるが、様々な業務や周波数帯について異なる値が必要となる可能性があること。

i)　他の業務に関する、及び17.3GHzを超える周波数帯に関するITU-Rの研究は、FSS用の17.7-20.2GHz帯及び29.5-30GHz帯を除くほかは、まだ完了していないこと。

j)　研究によって調整軌道弧の適当な値が決定した後には、調整軌道弧の概念の適用により、17.3GHzを超える衛星業務の導入が促進される可能性があること。

以下を認め、

調整軌道弧の概念が適用されている周波数帯において、当該適用の結果として生じた問題はこれまでに何も無いこと。

以下に留意し、

ITU-R勧告S.1780　“17.3-17.8GHzの周波数帯における静止衛星軌道固定衛星業務網と放送衛星業務網との調整”

以下に更に留意し、

WRC-07が、考慮事項 e)にいう手続規則の一部を取り入れ、±8°の調整軌道弧を暫定的に17.3GHzを超える周波数帯におけるFSSに拡大し、及び付録第5号の表5-1の当該周波数帯におけるBSSに適用される調整軌道弧については±16°の代替値を暫定的に採択したこと。

以下を決議し、

将来の権限ある会議に対し、調整軌道弧の値を他の周波数帯及び他の業務に適用することに関するITU-Rの研究結果を見直し、付録第5号に盛り込むことを検討するよう勧告すること。

以下をITU-Rに要請し、

1　上記の規則によっていまだ適用対象とされていない宇宙無線通信業務について、調整軌道弧の概念の適用可能性に関する研究を行うこと。

2　3.4GHzを超える周波数帯における計画に従っていない静止衛星(GSO)通信網であって、第9条第Ⅱ節の規定に従うことが条件の周波数帯の項目1)から8)の欄における表5-1(付録第5号）の第9.7号（GSO/GSO）の規定において定める調整軌道弧の概念の適用対象とされていない衛星業務に関して、業務間及び業務内調整を行うために必要とされる軌道離隔を必要に応じて勧告すること。

以下を無線通信局長に指示する。

勧告が承認され次第、上記の研究の結果をRRB及び次回の権限ある会議に報告すること。

改　決議第903（WRC-15、改）　2500-2690MHzの周波数帯における特定の放送衛星／固定衛星業務についての移行策

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-07が、第21条の表21-4に定める2500-2690MHzの周波数帯の宇宙局からの電力束密度の制限値を改定したこと。

b)　第二地域における2500-2690MHzの周波数帯並びに第三地域における2500-2535MHzの周波数帯及び2655-2690MHzの周波数帯の固定衛星業務（FSS）は、第9.21号によって得られる合意の下で、国内及び地域内のシステムに限定されること(第5.415号及び第5.2.1号参照）。

c)　2520-2670MHzの周波数帯における放送衛星業務（BSS）は、第9.21号によって得られる合意の下で、国内及び地域内のシステムに限定されること（第5.416号及び第5.2.1号参照）。

d)　第5.384A号において2500-2690MHz帯は、決議第223（WRC-15、改）に従ってIMT（International Mobile Telecommunications）を実施しようと望んでいる主管庁の使用に供される周波数帯の一つとして特定されていること。

e)　上述の宇宙業務に適用されている国内及び地域内での分配の特定の状況並びにIMTの実施を望んでいる主管庁による使用のための周波数の特定に鑑み、2500-2690MHzの周波数帯における改定された第21条表21-4の制限を早めに適用することが有利であること。

f)　WRC-07の議題1.9では、周波数帯が分配された業務においては不当な制約が課せられ